

青少年対策の新しい方向

田中正司

横浜市の青少年行政は、今大きな転機に立っている。これまで環境浄化＝地域振興を旗印として進められてきた従来の青少年対策は、最近の工業化と都市化の現実の中で、新しい考え方にとって代られようとしている。それはまた、従来の青少年対策が今日の青少年の意識ないし社会関係の実態に即さなくなっていることの必然的帰結でもあるが、そうした今日の青少年対策の変様の必然性は、戦後の青少年対策の歴史を知るとき、おのずから明らかにされることであろう。

① 戦後における青少年対策の歴史

戦後の青少年対策は、昭和24年の第5回国会において「青少年不良化防止に関する決議」がなされ、その趣旨にそって内閣官房に青少年問題対策協議会がおかれたことに端を発しているが、この時代の青少年対策の狙いは、一言でいえば、戦後の混乱の中で失われた道義の復興による青少年の不良化防止にあったといえるであろう。この事実は、上記の衆・参両院の決議が「戦後国情の混乱は幾多深刻なる社会問題を引き起しているが、国家将来の活力たるべき青少年があるいは親を失い、家庭を離れ巷に放浪して遂に罪を犯すに至るものが近時著しく、その数を増加していることは誠に憂慮に堪えない。よつて政府は自由を名目とする放任主義政策を是正し」、「速かに青少年の適正な育成、積極的な品性陶冶と強力な保護矯正を図るため、左記諸施策を実施すべし」<中央青少年問題協議会編青少年問題協議会関係資料30ページ> とのべている次第を知るとき、おのずから明らかにされることであろう。戦後の青少年対策は、何よりもこのような戦後の混乱の中で、戦前の伝統的な価値体系ならびに家族制度が崩壊し、その結果、価値体系を見失った青少年が不良化するのを防止する一方、戦争によって崩壊した価値体系を再建しようとする意図から出たものであったのである。しかも、このアピールは、中央青少年問題協議会令<昭和25年4月30日政令第100号>が公布された年に勃発した朝鮮戦争のため、すぐには具体化せず、それが実を結すんだのは昭和28年に「青少年問題協議会設置法」が制定されてから以後のことであった。

昭和29年以降、この法令に基いて各地に設置された青少年問題協議会<以下青少協と略す>は、中央青少協と相合して、以後青少年不良化防止問題のほか、長欠児童対策、精薄児対策、覚醒剤対策、不良出版物・映画対策、喫茶店等の深夜営業対策、勤労青少年対策等々に精力的に取り組み始めたが、青少年対策がこのように具体化したことの背景には、朝鮮戦争以後の高度成長のひずみ、マス・コミその他戦後社会の刺激的な社会環境の悪影響の増大、それらに起因する青少年非行の増大・低年齢化・集団化の事実があったことは周知の通りである。戦後の青少年対策は、こうした戦後社会特有の問題に当面して、ようやくその道義復興論的な色彩を脱して、青少年の実態に即した対策の樹立を迫られることになったのである。

昭和29年12月に制定された市条例に基づいて発足した横浜市の青少年問題協議会も、こうした時代の趨勢と動向をともしながら成長してきたものであるが、横浜市の青少協はいち早く覚醒剤問題に取り組むなど、横浜市のおかれている特異な地域的性格もあって、当初から他都市より積極的に青少年問題対策に取り組んできたように思われる。そうした横浜市青少年行政の積極性は、青少年の健全育成のための手段としての「青年の家、ユース・ホステル整備充実について」の意見具申が中央では37年に至ってはじめてなされているのに対し、横浜市においては昭和34年以来一貫して「よい青少年を育てる街づくり」運動が提唱され、その具体的方法として地域“青少年の家”の建設が進められてきた事実の中に端的に表現されているといえるであろう。当時の半井市政は、青少年非行化防止のための環境浄化と地域振興とを結びつけて考えることにより、その具体的な表現を地域の青少年活動の場としての青少年の家の建設に求めたのである。この考え方は、当時としては一つの卓見であったといえるであろう。青少年非行化の原因の一つが環境にある以上、青少年対策を環境浄化＝地域振興と結びつけて考えることは、必ずしも間違っていないからである。

しかしその反面、この運動は、地域の生活よりも学校・職場の生活を基本とする今日の青少年の実態に即して展開されたものでないばかりでなく、地域青少年の精神指導を町内会ボスに委ねようとしていた点<『青少年』1961年版8ページ参照>で根本的な誤謬をおかしていたことが指摘されなければならない。この事実は、当時の青少年の家建設運動が環境浄化・地域振興の名において既存の町内会組織との結びつきを強める狙いをもっていたことを考えるとき、さらに一段と明らかにされることであろう。この時代の青少年対策は、青少協内部における各種の委員会活動を通して、より科学的な青少年対策への道をひらきつつあったにもかかわらず、全体としては「よい青少年を育てる街づくり」をスローガンとし、青少年の家の建設をそのシンボルとするものにすぎず、必ずしも今日の青少年の意識や社会関係実態に即した形での、青少年の下からの自発性のくみ上げを意図したものではなかったのである。

② 飛鳥田市政と青少年対策の質的变化

昭和38年4月に市長に就任した飛鳥田市長は、市長就任と同時に、その選挙公約でもあった「子供を大切にす市政」と「だれでも住みたくなる都市づくり」の2点を市政の重点方針としてその活動をはじめたが、横浜市の青少年対策は、この飛鳥田市政の登場とともに、その性格を質的に大きく変えはじめたように思われる。

第1の質的变化は、従来、青少年非行化防止を究極の目的とし、そのための環境浄化という形でなされてきた青少年対策を、「子供を大切にす市政」という観点から、非行少年対策よりも青少年一般の福祉向上を基調とする方向に大きく方向を変えるようになった点である。昭和38年横浜市において開かれた「青少年問題関東甲信越静地区会議」の席上、飛鳥田市長は次のようにのべたといわれる。「青少年問題の基本的な考え方は、どうやって新しいエネルギーを守り育てていくか、国づくりの方向にむけていくかということが基本であるにもかかわらず、ともすれば、非行化を防ぐにはどのような方法がよいかということのみが考えられてはいやしないだろうか。私は次のゼネレーションである若いエネルギーをどう歴史の中に位置づけていくかという大きな観点に立って考え、その中の一部分として非行少年をどのように取扱ったらよいか、大いに検討を加えて頂きたい」と〈青少年1965年版7ページ〉。この言葉は、「要保護児童の保護から一般児童に対する健康の保持、健全育成の促進へ移りつつある」〈臨時行政調査会、青少年行政の改革に関する意見39年9月12ページ〉今日の青少年対策の新しい方向を、行政の次元においていち早く、より積極的に表明したものと注目すべき考え方であるといえよう。

第2の質的变化は、このような考え方の変化に対応して、青少年対策の重点が、青少年非行化防止それ自体よりも、今日の工業化と都市化の現実の中で緑の木蔭や自由な遊び場を奪われつつある青少年のために積極的に「太陽と緑と空間」を回復し、さらにその創造を図ることに向けられるとともに、そのような「太陽と緑と空間」の回復こそがひいては青少年非行防止にもつながるとの考え方が登場してきたことである。この考え方は、昭和39年5月23日の横浜市青少協の「横浜市青少年対策に関する意見具申書」の中にもみられるが、市青少年課の編集にかかる『青少年』1965年版の序章を読むとき、人はそこに今日の横浜の青少年問題関係者の青少年問題に対する姿勢を明確にうかがい知ることができるであろう。

第3の変化は、こうした青少年対策の目標の変化にともなう、青少年対策それ自体がより科学的になるとともに、行政内部においても青少年対策の一本化の方向がはつきりとうち出されてきたことである。たとえば、昭和39～40年の青少協の意見具申書によれば、3才児検診とか流入勤労青少年実態調査等が大きな課題とされるとともに、すでに一部実行に移されていることが知られる。これは、38年8月に開設された青少年相談センターと

もに、今日の横浜市の青少年対策がすでにかつての青少年非行化防止、そのための環境浄化のスローガン時代とはちがって、多分に科学的な青少年の実態認識の上に科学的な対症療法を可能とする段階に入りつつあることを示すものといえよう。他方、行政内部においても、従来バラバラにされてきた各部局の青少年行政が、助役を中心とした「子供を大切に市政推進連絡会議」という形で一本化される体制がとられるに至っている。この方針も、昭和39年9月の臨時行政調査会の「青少年行政の改革に関する意見」の中にのべられているように、今日の多面的な青少年行政を行政内部に定着させようとする場合必然的に当面しなければならない問題に一つの解答を与えたものとして、大きく評価さるべきものであるといえよう。

④ 青少年行政の現状批判

今日の横浜市の青少年対策行政は、こうして、戦後混乱期の道徳復興論的青少年対策、あるいは、最近までの現代の刺激的露出的な社会環境の中で、いかにして青少年の非行化を防止するかという視点のみから青少年対策が考えられた時期と比較する場合、それ自体すでにより新しい方向を示していると考えられる。とくに、今日の横浜市青少年対策関係者が、青少年対策の重点を非行少年から一般青少年に移すとともに、青少年のための“太陽と緑と空間の回復と創造”に求めている点は、急激な工業化と都市化の現実の中で、豊かな精神形成の場はおろか、自由な遊び場まで奪われつつある今日の青少年の声を身近かに反映した形での新しい青少年対策の方向を示すものであるとともに、「従来の生産優先主義から生活中心主義へ」の移行を通して、「都市生活における人間性の復位を企図」〈横浜国際港都建設総合計画福祉計画原案、1965・4横浜市1ページ〉としている現在の横浜市当局者の考え方を端的に示すものといえるであろう。その意味では、今後の横浜市における青少年対策の成果は期して待つべきものがあり、第三者がとかくの批判を加える必要はないとも考えられる。しかし、こうした一般的原則論ないし従来の青少年対策との比較論から離れて現在の横浜市における青少年対策の実態をみる場合、そこには依然として克服・批判されねばならない多くの問題点が存在することも否定しえない事実である。

その次第は、何よりもまず第1に、今日の横浜市当局者のうち出した青少年対策の新しい方向が、今日の段階においてはまさに文字通り青少年対策のあるべき方向を指し示したものとどまり、行政の実際においては依然として古い青少年対策の既成観念の枠が破られていない事実の中に、典型的に表現されているといえるであろう。たとえば、今年の7月に採択された青少協の青少年対策に関する意見具申書は、本年度の市の青少年対策の目標として、(1)3才児検診の拡大強化、(2)勤労青少年センターの建設とならべて、(3)青少年非行化対策としての盛り場対策〈健全な都市づくり〉と、(4)青少年の家の設置運営ならびに青少年活動の助成・委嘱方法の再検討をあげている。ここにはたしかに3才児検診の拡大

組織化、勤労青少年のためのセンターの建設等前向きの構想がみられるほか、従来の青少年の家ならびに青少年団体のあり方に対する反省がみられる。

しかし、それは、あくまでも既存の組織・施設のあり方を基本的に肯定した上での反省に止まるものであって、従来の地域振興＝環境浄化論的な青少年対策と本質的に異なるものではない。少なくともそこには、前述の太陽と緑と空間の回復というイデーを具体化するための革新的アイデアは何ら提出されていない。この事実を、10年先の横浜市の未来像を描いた横浜市の福祉計画の中にも折角の新しいイデーが反映されていない次第を知るとき、一段と明らかにされることであろう。現在審議会で審議中の横浜市の福祉計画の中には、たしかに、小・中学生のための林間施設、臨海施設、児童公園、動・植物園その他の新増設計画や、勤労青少年のためのセンター等々の建設計画のほか、各区単位の地区社会教育図書館や区民体育館のような従来の社会教育の通念からすれば革新的なプランが具体化されている。しかし、これらの計画の多くはあくまでも教育委員会ないしその管轄下の社会教育の視点から考えられたものにすぎず、前述の太陽と緑と空間の創造というスローガンはここにも十分には反映されていないばかりでなく、これらの施設自体のもつ青少年対策的な意味さえが関係者の間に明確には認識されていないのが実情である。少なくともここには、これらの施設の建設計画の全体を青少年対策という視点から民生と教育とが一本になって総合的にとらえてゆこうとする視点が欠けているといわざるをえない。われわれはそこに、「子供を大切にす市政推進連絡会議」という青少年対策の総合的連絡調整機関の誕生にもかかわらず、現実には依然として民生と教育という二本立行政の枠の中でしかものを考えない二本立行政の欠陥とともに、青少年対策を伝統的な青少年行政の既成観念の中でしか考えない観念の固定性を見出さざるをえない。

同様なことは、今日の青少年問題関係者の間に根強く残存している指導者養成論ないし地域振興論についてもいえるであろう。今日の青少年問題指導者は、口を開けば地域の青少年活動指導者の不足をなげき、その育成・組織化の要を説いている。私も、このような指導者が青少年活動の組織者としてそれなりに積極的な役割を果たしてきたことを否定するものではない。しかし、今日の青少年、とくに都会地の青少年が、地域よりも職域・学校中心の生活をしている事実を考えると、学校教育 <ないし 職場での生活> の充実を離れて、それとはちがった場で青少年の精神指導を意図することは、それ自体ナンセンスであるばかりでなく、今日の青少年の意識ならびに生活様式の実体にそぐわないものといえるのではないであろうか。今日の青少年が求めているのは、そうした地域生活の場における精神指導よりも、自由な解放である。今日、都市部においては青年団的地域組織の退潮が避けがたい傾向にある反面、青少年の自由な同好会的グループがぞくぞくと生れつつあるゆえんはここにある。今日の都市の青少年は、何よりもこのような自由なグループ活動を通して、みずからの精神の成長を図っているのであるが、このような青少年が求めている

のは、特別の指導者ではなく、かれらが自由に活動できる場としての文化・教育・運動・レクリエーション施設ではないであろうか。*

※ 従来の青少年行政が一般の青少年にとって無縁な存在でしかありえなかった一つの理由は、従来の青少年対策がこのような視点を欠いていた点にある。ということは、もとより、地域的な指導者の必要性を必ずしも否定する意味ではない。問題はあくまでも地域の実情、青少年の実態に即して考えられるべきものであり、たとえば中小企業や個人商店の勤労青少年の場合には、強力な指導対策が必要であることは論をまたない。しかし、この場合にも、何より必要なのは、かれらが自由に交流することができる場を提供することであり、そのためには適当な集会施設のほかに、住宅公団と提携して、勤労青少年専用のアパートの建設を図るぐらいの長期的なヴィジョンが必要なのではないであろうか。

現在の青少年行政のあり方に関連して指摘さるべきもう一つの問題は、現在の市行政の中では、子供を大切にす市政推進連絡会議の誕生にもかかわらず、実際には依然として民生と教育との二本立行政が行われているため、対策それ自体が問題の根源にまで至りえない場合が多い点である。私は、その一例として、現在の非行化対策が、明るい盛り場対策という、それなりに有効ではありえても、本質的には消極的な手段に止まり、青少年非行化問題と密接不可分の関係にある学校教育の次元において問題をとらえようとしていない事実を指摘したい。このような意見に対しては、もとより関係者から直ちに、現在の青少年非行化が中学校教育のあり方と大きな関係がある次第は関係者の間で十分認識され、その対策の一つとしてカウンセラー制度が実施されているとの反論がなされることであろう。私もこのような専門家が、高度の専門的知識を必要とする青少年非行化防止に不可欠の役割を果していることを否定するものではない。

問題は、このようなカウンセラー制度が、本質的に特殊な問題児又は事実上すでに何程か不良化している生徒を対象とするものでしかありえず、生徒の不良化それ自体をくいどめるのはあくまでも教育自体の問題であるのに、現実には一般教員とカウンセラーとの職場の専門化=分業化が、かえって学校教育自体の非人格化<指導性の喪失>を生み出している点にある。こうした弊害を除去するとともに、生徒の不良化そのものを防ぐためには、あくまでも学校教育自体が生徒の精神生活の支柱とならねばならないことはいうまでもないが、それには学校自体がもっと積極的に地域の青少年の精神生活指導のリーダーシップを回復する要があるのではないであろうか。

④ 青少年対策の新しい方向

以上、私は、二、三の具体的事情を手掛りにして、今日の青少年対策のあり方を批判してきたが、これからの青少年対策の新しい方向としては、
第1に、青少年対策の中心を非行少年や特殊児童対策から一般の青少年対策に移すとも

に、今日の工業化と都市化の現実の中で自由な遊び場さえ奪われつつある青少年のために太陽と緑と空間を回復することが考えられるであろう。この方向は、すでに繰返し指摘したように、今日の横浜市の青少年対策の中にすでにはっきりうち出されている点であるが、そのための具体的方策としては、現在青少年課が中心になって推進している子供の遊び場づくりや児童公園の増設のほかに、一般市民や青少年が日常接触しうる形での自然公園、自然緑地、近隣公園等の設置、さらには、小・中学生のみならず、一般青少年も自由に利用できる林間施設やキャンプ施設等を作ることが考えられるであろう。このような都市生活における自然の回復こそ、青少年に近代的な市民関係に立脚した新しい愛郷心を植えつけるとともに、今日の社会環境の生み出すさまざまな刺激に対するつよい抵抗力を与えるものではないであろうか。

第2の新しい方向としては、青少年が毎日の時間の大部分を過ごす学校ないし職場を離れた青少年対策はありえないとの観点から、現在バラバラになされている民生と教育との二本立行政を清算した一元的青少年対策が考えられるばかりでなく、※ 場合によっては、学校を青少年の地域活動の場とすることが考えられるであろう。このような学校自体の地域社会学校化は日本の現状では容易なことではないと考えられるかも知れないが、このような方向こそ青少年非行化防止のもっとも強力な砦たりうるものであるばかりでなく、子供の精神教育を全面的に学校にゆだねている現在の市民の要請にもこたえるものではないであろうか。

※ 現在民生と教育に分れている青少年行政を一本化することは容易なことではなく、又必ずしも全面的に一本化する必要はないとも考えられるが、青少年課のような青少年対策の実質的指導機関だけは、あくまでも青少年対策の一元的総合的把握を可能とする立場におかれるか、あるいは、文字通り教育委員会の関係機関と一体化すべきではないであろうか。このような方策が講じられない限り、青少年行政の一元的体系化はおろか、青少年対策の既成観念の枠を破って進むことさえむずかしいのではないであろうか。

この第2の方向は主として中学生までの少年を念頭においたものであるが、勤労青少年をも含めた高校生以上の青少年を対象とする青少年対策の第3の新しい方向としては、現在の青少年の意識ならびに社会関係の実態に即した形で、青少年に自由な自主的活動の場と施設を提供することにより、青少年の自主的活動を組織化してゆくことが考えられるであろう。そのためには、青少年の社会関係の実態に即した形での青少年施設の建設促進を図る一方、※ 現在福祉計画の中で計画されている社会教育施設、とくに社会教育図書館や区民体育館の整備計画をも青少年対策の一環として総合的にとらえてゆく必要があるといえるであろう。

※ 現在の青少年の家は、その規模、立地条件、地域の実情に即して、児童館、青少年の家、又は

勤労青少年集会所のいずれかにはっきり名称変更さるべきではないであろうか。青少年の家が青少年の家でありうるためには、最低図書室と相談室のあるA・B型以上のものが必要であり、今後一般青少年用の青少年施設を建設する場合には、できれば桜木町の「働く青少年いこいの家」程度の規模と施設のあるものを、地域単位ということにあまりこだわらないで、交通の便のよい地点に設置するのが望ましいのではないであろうか。＜青少年の家はA型からB、C、D、E、F型までの6つのモデルタイプがあり、ここ2・3年はD型が標準タイプとして多く作られている。青少年の家は、集会室、図書室、管理人室、相談室などがもうけられるが、集会室が中心となっている。相談室はA、B、C型にもうけられ、図書室はA、B型にのみもうけられている。＞

いずれにしても、これからの青少年対策は、上からの指導とか対策よりも、青少年の実態に即した形での施設の提供を第一にすべきであると考えられるが、このように考えることは、必ずしも非行少年その他の問題青少年に対する科学的専門的な対策の必要性、ならびに、青少年問題専門家の存在理由を否定することではない。むしろ、今日のように、青少年問題それ自体が高度に複雑化しつつある現実の下では、青少年問題関係の専門家による科学的専門的な調査研究ならびに対症療法の必要性は、ますます大きくなっていくといえるであろう。しかし、それらはあくまでも青少年問題一般の研究調査ならびに非行少年その他の問題児の補導・矯正上の問題としての意義が評価さるべきものであり、一般青少年に対する青少年対策としては、前述のように一般の青少年が自由にその自発性を発揮できるような施設と太陽と緑の空間を与えることこそが、これからの青少年対策の基本となるのではないであろうか。

＜横浜市立大学助教授＞